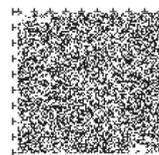


VII

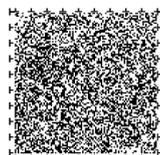
資料編

NAGOYA KODOMO・KOSODATE
WAKUWAKU PLAN 2029



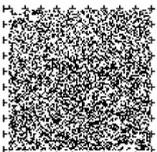
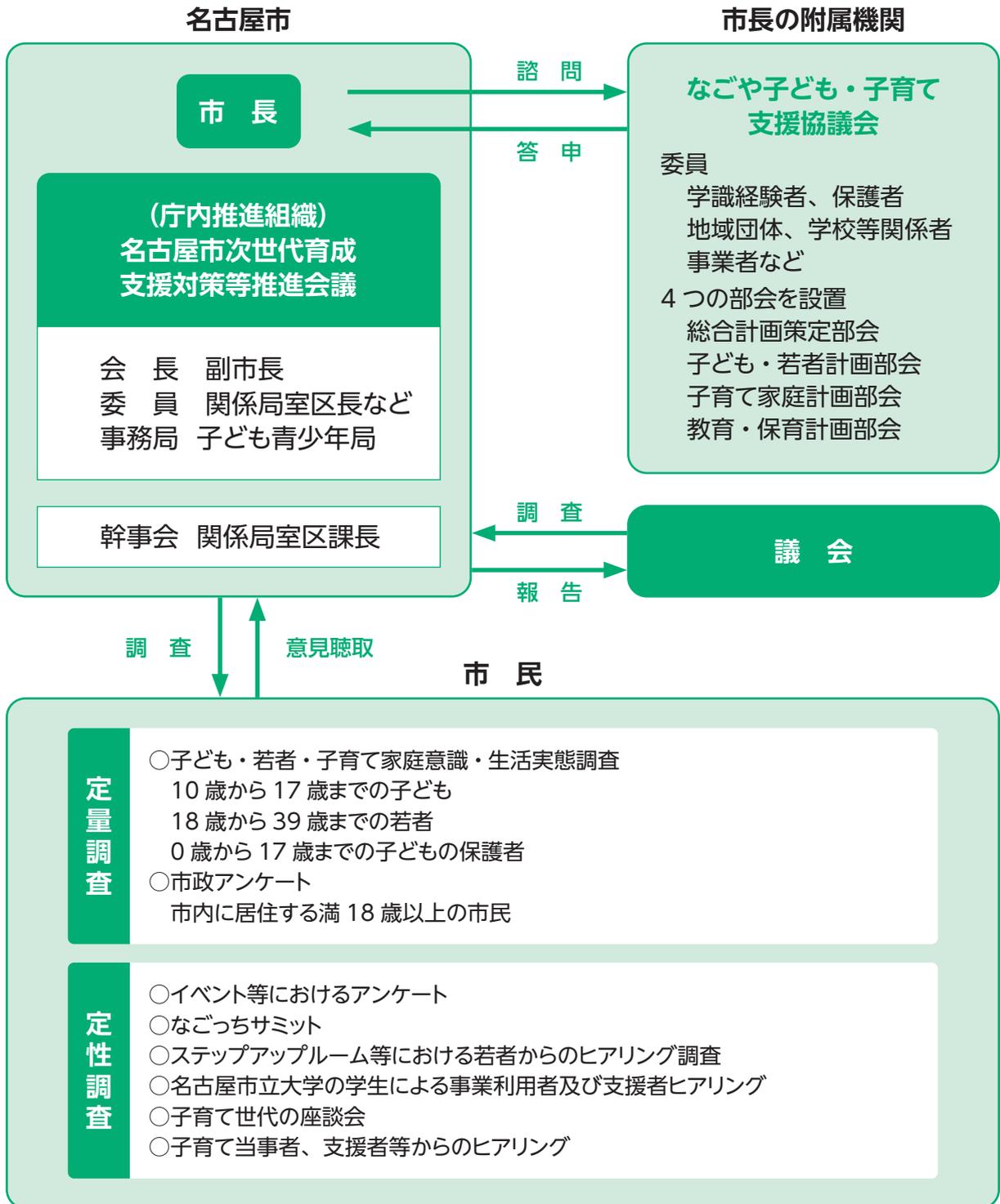
① 策定経過

年度	年月日	事項
令和4年度	令和4年6月13日	令和4年度第1回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和4年10月31日	令和4年度第2回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和5年2月3日	令和4年度第3回なごや子ども・子育て支援協議会
令和5年度	令和5年5月12日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和5年6月7日	令和5年度第1回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和5年7月3日	子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査開始 (～7月24日まで)
	令和5年8月16日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和5年10月31日	令和5年度第2回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和6年2月13日	令和6年度第3回なごや子ども・子育て支援協議会 なごや子ども・子育て支援協議会へ諮問
	令和6年3月26日	子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査結果公表
令和6年度	令和6年5月9日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和6年6月10日	令和6年度第1回なごや子ども・子育て支援協議会 なごや子ども・子育て支援協議会から答申
	令和6年8月30日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和6年9月9日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議
	令和6年10月23日	令和6年度第2回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和6年11月1日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和6年12月16日	教育子ども委員会所管事務調査
	令和6年12月18日	次期子どもに関する総合計画(案)パブリックコメント開始 (～1月17日まで)
	令和7年2月3日	令和6年度第3回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和7年2月4日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和7年2月10日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議



② 策定体制

(1) 全体像

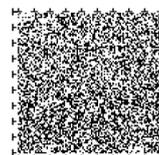


(2) なごや子ども・子育て支援協議会

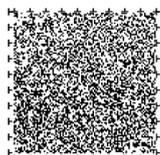
なごや子ども・子育て支援協議会 委員 (令和4年6月13日～)

会 長 平石 賢二 副会長 門間 晶子

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
鈴木 潤子	名古屋市子ども会連合会 (浅野委員 令和4年9月1日～ 委員交代)		○		
浅野 香代子					
木下 孝一	特定非営利活動法人 CAPNA (小久保委員 ～令和4年8月31日) (木下委員 令和4年9月1日～ 委員交代) (小久保委員 令和5年5月12日～ 委員交代) (岩城委員 令和6年9月1日～ 委員交代)			○	
小久保 裕美					
岩城 正光					
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 (令和6年9月1日～)				
蛭沢 光	公募委員 (令和4年9月1日～令和6年8月31日)		○		
大熊 宗麿	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 (内山委員 令和6年6月1日～ 委員交代)				
内山 和美					
大澤 祐斗	一般社団法人愛知PFS協会 (令和6年9月1日～)				
大橋 勝	名古屋人権擁護委員協議会 (小笠原委員 令和5年5月17日～ 委員交代)				
小笠原 孝三					
竹内 賢一	名古屋市立高等学校 PTA 協議会 (渡辺委員 令和5年5月12日～ 委員交代) (甲斐田委員 令和6年6月1日～ 委員交代)		○		
渡辺 優子					
甲斐田 奈津					
加藤 章一	名古屋市区政協力委員議長協議会 (加藤和政委員 令和6年5月24日～ 委員交代)				
加藤 和政					
門間 晶子	名古屋市立大学大学院看護学研究科	○		◎	
河村 暁	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				
鬼頭 菊恵	名古屋市社会的養育施設協議会		○		
久世 康浩	愛知県経営者協会			○	
河野 莊子	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	○	○		
近藤 正春	桜花学園大学・名古屋短期大学名誉教授 (～令和6年8月31日)	○			◎



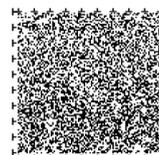
氏名	所属団体等	部会			
		総	子	家	教
末盛 慶	日本福祉大学社会福祉学部	○	○		
杉江 不二子	公募委員 (~令和4年8月31日)				
杉山 萌依	青少年交流プラザ企画委員会 (令和6年9月1日~)				
鈴木 敏	公益社団法人愛知県防犯協会連合会				
松永 由美子	連合愛知名古屋地域協議会 (瀧川委員 令和4年9月1日~ 委員交代)			○	
瀧川 紀子					
田添 千裕	名古屋市立小中学校 PTA 協議会			○	
服部 忠夫	一般社団法人名古屋市医師会 (立松委員 令和4年9月1日~ 委員交代)			○	
立松 康					
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科	○	◎		
竹内 秀明	名古屋商工会議所 (加藤委員 令和4年9月1日~ 委員交代) (田中委員 令和5年5月22日~ 委員交代) (名畑委員 令和6年4月12日~ 委員交代 ~令和6年8月31日)				
加藤 学			○		
田中 利直					
名畑 里奈					
橋口 愛	公募委員 (令和6年9月1日~)				
日下 照方	愛知県私学協会名古屋支部		○		
平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	◎			
近藤 明代	名古屋市地域女性団体連絡協議会 (谷口委員 令和4年9月1日~ 委員交代) (広瀬委員 令和6年9月1日~ 委員交代)				
谷口 ますみ					
広瀬 多恵子					
藤井 一夫	名古屋市保護区保護司会連絡協議会				
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟				○
古閑 賢三	愛知県中小企業団体中央会 (水越委員 令和6年5月27日~ 委員交代)			○	
水越 昭雄					
西淵 茂男	名古屋市教育委員会 (中谷委員 令和4年9月1日~ 委員交代) (水野委員 令和6年9月1日~ 委員交代)				○
中谷 素之					
水野 孝一					



氏名	所属団体等	部会			
		総	子	家	教
水野 真理子	公募委員 (~令和6年8月31日)			○	
石田 ゆり子	名古屋市民生委員児童委員連盟 (村松委員 令和4年9月1日~ 委員交代)			○	
村松 千里					
森野 道富	公募委員 (令和6年9月1日~)				
山田 恭平	特定非営利活動法人こども NPO		○		
山谷 奈津子	愛知県弁護士会				○
山本 広枝	社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会		○		
蒔田 健吉	愛知県警察本部生活安全部少年課 (弓場委員 令和6年5月27日~ 委員交代)				
弓場 光寿					

なごや子ども・子育て支援協議会 臨時委員 (令和4年6月13日~)

氏名	所属団体等	部会			
		総	子	家	教
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 (~令和6年8月31日)				○
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所				○
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				○
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター				○
金武 和弘	なごや若者サポートステーション				
阿部 路代	名古屋市立小中学校長会 (笹口委員 令和5年5月15日~ 委員交代)				
笹口 真					
安藤 久美子	愛知県臨床心理士会 福祉領域部会 (白井委員 令和5年5月15日~ 委員交代)				
白井 元規					
加藤 裕司	名古屋市立高等学校長会 (水野委員 令和5年5月15日~ 委員交代) (内木委員 令和6年5月27日~ 委員交代)				
水野 基行					
内木 泰志					
舟橋 寛	愛知県労働局就業促進課 (澤田委員 令和5年5月15日~ 委員交代) (中島委員 令和6年5月27日~ 委員交代)				
澤田 圭紀					
中島 正尊					
岩下 伸弥	厚生労働省愛知労働局職業安定課 (古江委員 令和6年5月27日~ 委員交代)				
古江 俊博					



氏名	所属団体等	部会			
		総	子	家	教
星野 智生	一般社団法人愛知PFS協会				
橋本 大輔	名古屋法務局人権擁護部 人権擁護専門官 (橋本委員 令和5年5月15日～) (堀端委員 令和6年5月27日～ 委員交代)				
堀端 静夫					
加藤 義人	岐阜大学工学部 (令和5年4月24日～)				○
賀屋 哲男	名古屋市学童保育連絡協議会 (令和5年4月24日～)			○	
川瀬 正裕	金城学院大学人間科学部 (令和5年4月24日～)		○		
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部 (令和5年5月1日～)				○

※部会略号 (所属する委員のみ)

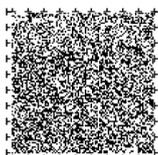
「総」 総合計画策定部会及び次期計画準備・調査部会

「子」 子ども・若者計画部会

「家」 子育て家庭計画部会

「教」 教育・保育計画部会

◎：部会長 ○：部会員



協議会開催状況

年度	回	年月日	内容（関係分）
令和4年度	第1回	令和4年6月13日	・次期子どもに関する総合計画策定に係る準備について
	第2回	令和4年10月31日	・次期計画準備・調査部会の開催状況について
	第3回	令和5年2月3日	・次期計画準備・調査部会の開催状況について
令和5年度	第1回	令和5年6月7日	・計画部会の検討状況について
	第2回	令和5年10月31日	・計画部会の開催状況について
	第3回	令和6年2月13日	・諮問 ・計画部会の開催状況について
令和6年度	第1回	令和6年6月10日	・次期子どもに関する総合計画にかかる答申案について
	第2回	令和6年10月23日	・次期「子どもに関する総合計画」（案）について
	第3回	令和7年2月3日	・「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画」の策定について

部会開催状況

①次期計画準備・調査部会

- 主な検討事項 ▶次期子どもに関する総合計画の策定に向けた基本的な事項の確認
▶次期子どもに関する総合計画の策定に向けた各種調査に係る検討

回	年月日	内容
第1回	令和4年8月30日	・部会について ・わくわくプラン2024策定時からの新たな課題について
第2回	令和4年10月19日	・次期計画における基本的な考え方について ・実態調査の手法や調査項目について ・次期計画に係る部会構成について
第3回	令和5年1月20日	・次期計画策定に係る調査について ・次期計画に係る部会構成について



②総合計画策定部会

主な検討事項 ▶各部会において検討された事項の取りまとめ

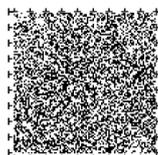
▶「めざす姿」、「基本的な視点」等、計画の全体にかかる事柄

回	年月日	内容
第1回	令和5年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画策定部会の役割について ・次期計画策定スケジュールについて ・次期計画策定の方向性について ・次期計画策定にかかる調査について
第2回	令和5年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画3部会における検討状況等について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について ・次期子どもに関する総合計画の基本的な視点について
第3回	令和5年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画3部会における検討状況等について ・次期子どもに関する総合計画のめざす姿と成果指標について
第4回	令和6年5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方（答申案）について

③子ども・若者計画部会

主な検討事項 ▶子どもや若者を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等

回	年月日	内容
第1回	令和5年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者計画部会の役割について ・次期計画策定スケジュールについて ・次期計画策定の方向性について ・次期計画策定にかかる調査について
第2回	令和5年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者支援団体からのヒアリング ・子ども・若者にかかる施策のあり方について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について
第3回	令和5年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者にかかる施策のあり方について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第4回	令和6年4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方（答申案）における子ども・若者にかかる施策の方向性について



④子育て家庭計画部会

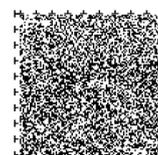
主な検討事項 ▶子育て家庭を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等

回	年月日	内容
第1回	令和5年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭計画部会の役割について ・次期計画策定スケジュールについて ・次期計画策定の方向性について ・次期計画策定にかかる調査について
第2回	令和5年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援団体からのヒアリング ・子育て家庭にかかる施策のあり方について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について
第3回	令和5年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭にかかる施策のあり方について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第4回	令和6年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方（答申案）における子育て家庭にかかる施策の方向性について

⑤教育・保育計画部会

主な検討事項 ▶教育・保育を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等

回	年月日	内容
第1回	令和5年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育計画部会の役割について ・次期計画策定スケジュールについて ・次期計画策定の方向性について ・次期計画策定にかかる調査について
第2回	令和5年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第3回	令和5年9月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の教育・保育施策のあり方検討について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる現状・課題について
第4回	令和5年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の教育・保育施策のあり方検討について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる現状・課題について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第5回	令和6年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯からのヒアリング ・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第6回	令和6年4月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方（答申案）における教育・保育にかかる施策の方向性について ・今後の教育・保育施策のあり方検討について



(3) 名古屋市次世代育成支援対策等推進会議

次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備「次世代育成支援対策」を総合的に推進するとともに、子どもの権利を保障することを目的として設置。

① 推進会議構成員

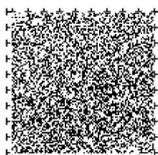
(令和7年3月1日現在)

会 長	副市長	委 員	住宅都市局長
副会長	子ども青少年局長	委 員	緑政土木局長
委 員	会計室長	委 員	上下水道局長
委 員	防災危機管理局長	委 員	交通局長
委 員	市長室長	委 員	消防局長
委 員	総務局長	委 員	選挙管理委員会事務局長
委 員	財政局長	委 員	監査事務局長
委 員	スポーツ市民局長	委 員	人事委員会事務局長
委 員	経済局長	委 員	教育長
委 員	観光文化交流局長	委 員	市会事務局長
委 員	環境局長	委 員	中村区長
委 員	健康福祉局長	委 員	中区長

② 幹事会構成員

(令和7年3月1日現在)

幹事長	子ども青少年局企画経理課長	幹 事	子ども青少年局総務課長
幹 事	会計室会計課長	幹 事	住宅都市局担当課長（企画調整）
幹 事	防災危機管理局総務課長	幹 事	緑政土木局企画経理課長
幹 事	市長室秘書課長	幹 事	上下水道局経営企画課長
幹 事	総務局総務課長	幹 事	交通局営業本部企画財務部担当課長 （企画調整・外郭団体）
幹 事	総務局企画課長	幹 事	消防局総務課長
幹 事	総務局職員部担当課長（人材確保・育成）	幹 事	選挙管理委員会事務局選挙課長
幹 事	財政局総務課長	幹 事	監査事務局監査管理課長
幹 事	スポーツ市民局総務課長	幹 事	人事委員会事務局審査課長
幹 事	スポーツ市民局男女平等参画推進課長	幹 事	教育委員会事務局企画経理課長
幹 事	経済局産業企画課長	幹 事	教育委員会事務局義務教育課長
幹 事	観光文化交流局総務課長	幹 事	市会事務局総務課長
幹 事	環境局総務課長	幹 事	中村区企画経理課長
幹 事	健康福祉局総務課長	幹 事	中区企画経理課長



③ 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申概要)

市は、「なごや子どもの権利条例」に基づき「子どもに関する総合計画」に従い、子ども・若者・子育て支援施策を推進してきた。個々の施策領域では成果が生まれているものの、社会環境の変化は大きく、多様化・複雑化する子ども・若者・子育て家庭を取り巻くすべての諸問題が解決・解消に向かっているとは言えないのが現状である。

こうした状況を打破し、子ども・若者・子育て家庭が幸福感を持って生活できることを願い、答申の趣旨を受けとめて計画が策定され、「なごや子どもの権利条例」の理念の実現に向け、施策が推進されることを期待したい。

1 計画策定の考え方

(1) 策定の趣旨、計画の位置づけ

- 子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子どもの権利条例第20条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定する
- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を包含した計画として策定する
- こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置づける
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として位置づける
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、子ども・若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進する
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」に位置づけることも検討されたい

(2) 計画の期間

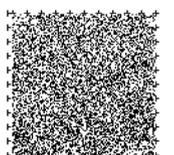
計画期間を令和7年度から令和11年度の5年間とすることは適当と考える。

(3) 計画の対象

「すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会」を次期計画の対象とすることは適当と考える。

(4) 計画の基本的な視点

- ア 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点
- イ 当事者参画の視点
- ウ 一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点
- エ 支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の視点
- オ 民間団体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視点



2 めざす姿

(1) めざすまちの姿

なごや子どもの権利条例の理念に基づき、「子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまち」を柱とすることが望ましい。

(2) めざす姿

現行計画において、計画の対象それぞれの10、20年後のめざす姿を設定したことから、継続性を鑑み、次期計画においてもこれを基本とし、対象それぞれの望ましいあり方を設定していくことは適切と考える。

(3) 成果指標

めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、対象それぞれの指標を用いることは適切と考える。現行計画における目標値に対する達成状況等を勘案しながら、次期計画の計画期間における目標値を適切に設定し、目標達成に向け、効果的に施策を推進していくことが望まれる。

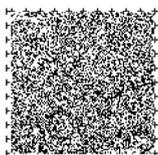
3 現状と課題

的確な現状把握のもと、課題解決に向け、施策を推進していくことが望まれる。

4 施策・事業

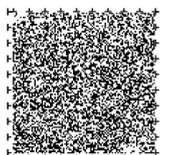
施策一覧

(1)	子どもの権利を守り生かすことへの支援	(11)	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
(2)	子どもの健康・いのちの支援	(12)	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
(3)	安心・安全で快適に過ごせる環境づくり	(13)	障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援
(4)	多様な居場所と交流・体験の支援	(14)	虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援
(5)	子ども中心の学びの支援	(15)	社会的養育が必要な子どもへの支援
(6)	子ども・若者の未来の応援	(16)	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
(7)	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	(17)	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
(8)	経済的負担の軽減	(18)	外国につながる子どもとその家庭への支援
(9)	地域全体での子育て支援	(19)	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進
(10)	ワーク・ライフ・バランスの推進	(20)	子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり



5 子ども・子育て支援事業計画

「子どもに関する総合計画」は子どもの健やかな育ちを支援するための大きな方向性を示す計画であり、「子ども・子育て支援事業計画」においても、その方向性を同じくすべきものであることから、法に定められた事業の量の確保について記載するにあたっては、施策に記述された質の確保等の方向性についても十分留意しながら、策定されることを期待する。



④ なごや子どもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条—第7条）

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第8条—第13条）

第4章 子どもに関する基本的な施策等（第14条—第19条の2）

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進（第20条—第28条）

第6章 雑則（第29条）

附則

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することを知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。

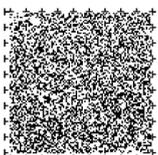
子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となつてつくることを決意し、この条例を制定します。



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。
2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。

(安全に安心して生きる権利)

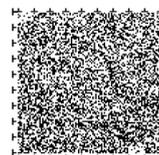
第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- (7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。
- (8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。
- (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。



- (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 休息すること。
- (4) 様々な人とふれあうこと。
- (5) 自然とふれあうこと。
- (6) 社会活動に参加すること。
- (7) 多彩な文化活動に参加すること。

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 自分たちの意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

- (1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援
- (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

(市の責務)

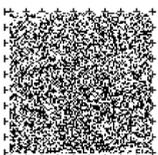
第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。



- 2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第 11 条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

- 2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。
- 3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第 12 条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

- 2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。
- 3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 13 条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。
- 3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第4章 子どもに関する基本的な施策等

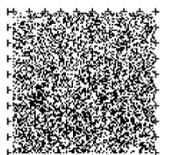
(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第 14 条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

(子どもの育ちの支援)

第 15 条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり
- (2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり



(3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援
(子育て家庭の支援)

第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

(子どもの参画の促進)

第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

(関連施策との一体的推進)

第18条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

(調査研究)

第19条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

(広報)

第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

(総合計画)

第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

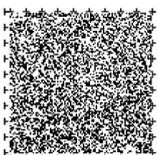
4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(実施状況等の公表等)

第21条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。



(拠点施設)

第 22 条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

(なごや子ども・子育て支援協議会)

第 23 条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 24 条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第 25 条 協議会は、委員 35 人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第 26 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第 27 条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

第 28 条 第 23 条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

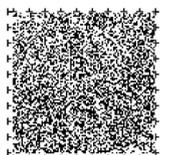
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年4月1日から施行する。ただし、第 23 条の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、第 20 条第1項の規定により策定された総合計画とみなす。



(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止)

3 名古屋市青少年問題協議会条例（昭和 33 年名古屋市条例第 20 号）は、廃止する。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則

1 この条例は、平成 24 年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現になごや子ども・子育て支援協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のなごや子ども条例（以下「新条例」という。）第 25 条第3項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第 26 条第1項の規定にかかわらず、平成 24 年8月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例（以下この項において「新条例」という。）の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。

(1) 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 60 号）第2条

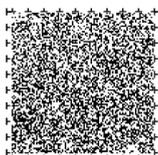
(2) 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 58 号）第2条の表

(3) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年名古屋市条例第 100 号）第 2条の表

(4) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 30 年名古屋市条例第8号）第3条

(5) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 57 号）第2条の表

(6) 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 59 号）第2条



5 名古屋市子どもの権利擁護委員条例

(設置)

第1条 子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下「委員」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 子どもの権利擁護 子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための措置を講ずることをいう。
- (3) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいう。

(所掌事務)

第3条 委員は、第1条の目的を達成するために、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利侵害に関する相談に応じること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、要請等を行うこと。
- (3) 勧告、要請等の内容を公表すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(委員)

第4条 委員の定数は、5人以内とする。

2 委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。

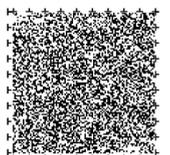
4 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第5条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(兼職の禁止)

第6条 委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。



2 委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(代表委員)

第7条 委員のうちから代表委員1人を置き、委員の互選により定める。

2 代表委員は、委員の会議を主宰し、委員を代表する。

3 代表委員に事故があるとき又は代表委員が欠けたときは、委員のうちから代表委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門調査員及び調査相談員)

第8条 委員の職務の遂行を補助するため、専門調査員及び調査相談員を置く。

2 次条の規定は、専門調査員及び調査相談員について準用する。

(委員の責務)

第9条 委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。

2 委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならない。

3 委員は、関係する市の機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 委員は、相談又は申立てを行った者に不利益が生じないように、職務を遂行しなければならない。

5 委員は、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。

6 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の機関の責務)

第10条 市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての者の責務)

第11条 何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。

2 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、委員に相談又は申立てを行わなければならない。

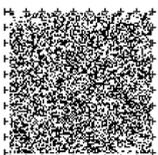
(相談及び申立て)

第12条 何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。

2 委員は、相談又は申立てがあった場合には、相談に応じ、又は申立てを受理しなければならない。

3 委員は、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの



- (2) 市内に通勤し、又は市内の学校等に通学し、通園し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に規定する子どもを除く。）に係るもの（相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限る。）

（調査及び調整）

第 13 条 委員は、申立てがあった事項について、調査を行わなければならない。

- 2 委員は、子どもの権利が侵害されていると思われるときは、自己の発意に基づき、調査を行わなければならない。
- 3 委員は、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき又は自己の発意に基づき調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。
- 5 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 委員は、必要があると認めるときは、専門機関に対し、調査を依頼することができる。この場合において、委員は、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。
- 7 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利侵害の是正のための調整を行わなければならない。

（調査の中止）

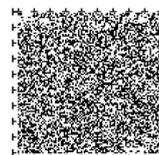
第 14 条 委員は、特別の事情があると認めるときを除き、申立てについて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止するものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は裁判所において係争中の事項若しくは行政庁において不服申立ての審理中の事項に関する申立てであるとき。
 - (2) 委員の行為に関する申立てであるとき。
 - (3) 申立ての原因となった事実の生じた日から 3 年を経過した後にされたとき。
 - (4) 前条第 3 項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するものを除く。）。
 - (5) 前各号のほか、調査することが明らかに適当でないとき。
- 2 委員は、前項の規定により調査を中止したときは、申立てを行った者に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

（勧告又は要請）

第 15 条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告をすることができる。

- 2 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。
- 3 第 1 項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。



(報告)

第16条 委員は、前条第1項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。

3 委員は、前条第2項の要請をしたときは、当該市の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。

4 前項の報告を求められた市の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を付して報告するよう努めなければならない。

(再調査等及び再勧告等)

第17条 委員は、前条第2項又は第4項(第4項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができる。

2 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告(以下「再勧告」という。)をすることができる。

3 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請(以下「再要請」という。)をすることができる。

4 前条の規定は、再勧告又は再要請の場合に準用する。

(公表)

第18条 委員は、第15条第1項の勧告若しくは同条第2項の要請をした場合又は第16条第2項若しくは第4項の規定による報告があった場合で必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

2 委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第4項において準用する第16条第2項若しくは第4項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。

3 前2項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(活動状況の報告)

第19条 委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとする。

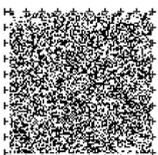
(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

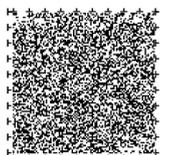


(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



⑥ 名古屋市児童を虐待から守る条例

(目的)

第1条 この条例は、児童を虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有及び提供、通告に係る児童の安全の確認等並びに虐待を受けた児童等に対する支援等に関し必要な事項を定め、もって児童の権利を保障し、その心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、里親、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者(以下「里親等」という。)、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

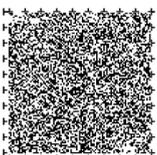
第3条 虐待は、決して正当化されることのない、児童の人権を著しく侵害する行為であり、何人も虐待を許してはならない。

- 2 児童を虐待から守るに当たっては、児童を権利の主体として尊重し、児童の利益を最大限に配慮しなければならない。
- 3 市民全体として、児童の尊厳を守り、児童が健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待を受けた児童の安全の確保を最優先としなければならない。

- 2 市は、児童を虐待から守るため、必要な施策を講じなければならない。
- 3 市は、児童の人権、虐待の予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 4 市は、児童が虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、児童に対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。



- 5 市は、警察、関係機関等及び地域社会による虐待の予防のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。
- 6 市は、虐待への対応において、警察及び関係機関等との連携の強化並びに児童相談所等が行う支援及びその業務の効率化を図るため、情報通信技術の活用の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、児童を虐待から守るために市が実施する施策その他の取組に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子育てに関する知識を習得するとともに、児童の養育に際して、人権に配慮し、児童の心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。

- 2 保護者は、虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけ及び教育に際して体罰及び精神的苦痛を与える行為その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。
- 3 保護者は、養育する児童の財産を不当に処分することその他児童から不当に財産上の利益を得てはならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する虐待の予防のための子育て支援施策に協力するとともに、その専門的知識及び経験を生かした虐待の早期発見のための取組を行うよう努めなければならない。

(虐待の予防)

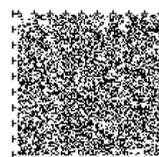
第8条 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等と連携して妊娠、出産及び子育てに関する支援を充実させるよう努めるものとする。

- 2 市は、虐待を予防するため、市民に対して親になるために必要な知識及び命の大切さについて、関係機関等と連携して教育及び啓発に努めるものとする。
- 3 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る取組について、専門的知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、虐待の迅速かつ的確な対応その他虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員を育成するため、児童相談所等の人材育成に係る体制の整備及び強化を図るものとする。

- 2 市は、児童相談所、福祉事務所及び保健所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、里親等、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者が虐待を早期に発見し、その他虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。



- 3 市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び福祉事務所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、里親等その他虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

(地域の相談支援拠点)

第10条 市は、虐待の予防、早期発見等を図るため、地域の相談支援拠点を指定することができる。

(情報の共有)

第11条 市は、児童相談所又は福祉事務所に対し、虐待を受けた児童（虐待を受けたと思われる児童を含む。以下本条及び第13条において同じ。）を発見した者から通告又は虐待に係る相談があった場合には、その旨の情報を児童相談所及び福祉事務所において適切に共有するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市立の学校、保健所その他児童の福祉に業務上関係のある市の機関の長は、虐待を受けた児童に係る情報について、児童相談所長（児童相談所の長をいう。以下同じ。）及び福祉事務所長（福祉事務所の長をいう。以下同じ。）との適切な共有に努めるものとする。

- 3 市は、虐待を受けた児童に係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。

- 4 市は、児童の安全の確保のために必要があると認めるときは、虐待を受けた児童に係る情報について、関係機関等と共有することができる。

- 5 市は、虐待を受け、又は受けるおそれのある児童及び保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合において、緊急性又は継続的な支援の必要性が高いときは、転出先の地方公共団体に対面等で伝達し、支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

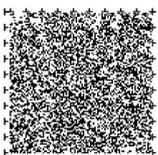
(虐待の防止等のための個人情報の提供)

第12条 市長は、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止並びに虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のため必要があると認めるときは、当該虐待に係る児童又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を、警察及び関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内に限って提供することができる。

(児童相談所への通告に係る児童の安全の確認等)

第13条 児童相談所長は、虐待を受けた児童を発見した者から児童相談所に通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、児童相談所の職員又は児童相談所長が依頼した者により、直接目視することを基本として、当該児童との面会、面談等の方法により、当該児童の安全の確認を行わなければならない。

- 2 児童相談所長は、前項の安全の確認に際し、児童の生命に関わる可能性のある外傷その他の状況が認められた場合は、当該児童の一時保護（児童福祉法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護をいう。以下同じ。）の必要性を最大限考慮しなければならない。



- 3 第1項の虐待を受けた児童の保護者及び保護者以外の同居人は、同項の調査及び安全の確認に協力しなければならない。
- 4 児童相談所長は、必要に応じ、児童の親族、近隣住民、住宅を管理する者、警察、関係機関等、事業者その他必要な者に対し、第1項の虐待に係る調査及び児童の安全の確認に関する協力を求めるものとする。
- 5 児童相談所長は、必要に応じ、警察、関係機関等に対し、一時保護に関する協力を求めるものとする。
- 6 前2項の規定による協力を求められた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。
- 7 児童相談所長は、一時保護を解除するに当たっては、児童の心身の安全の確保を最大限考慮しなければならない。

(臨検、搜索等の必要性の判断)

第14条 市長は、児童の安全の確認又は安全の確保のため必要があると認めるときは、適切に法第8条の2の規定による出頭要求等、法第9条の規定による立入調査等及び法第9条の3の規定による臨検、搜索等を行うものとする。

(福祉事務所が通告を受けた場合の措置)

第15条 福祉事務所が法第6条第1項の規定による通告を受けたときは、福祉事務所長は、必要に応じ児童相談所との連携を図りつつ、当該通告に係る調査及び児童の安全の確認を行うとともに、必要に応じ法第8条第1項に規定する措置を採るものとする。

- 2 前項の調査及び児童の安全の確認に当たっては、第13条第1項、第3項、第4項及び第6項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「児童相談所長」とあるのは「福祉事務所長」と、「児童相談所」とあるのは「福祉事務所」と、同条第4項中「児童相談所長」とあるのは「福祉事務所長」と、同条第6項中「前2項」とあるのは「第4項」と読み替えるものとする。

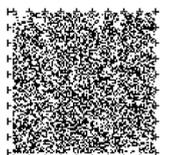
(保護者への指導及び支援)

第16条 市は、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた児童及び家族との良好な関係の形成並びに虐待の再発防止に必要な指導及び支援を行わなければならない。

- 2 市は、虐待を受けた児童を保護者から分離した場合には、良好な家庭環境で生活するために当該児童と保護者との再統合に向けた必要な指導及び支援を行わなければならない。ただし、保護者との再統合が当該児童の利益を侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。
- 3 保護者は、前2項の指導及び支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。

(虐待を受けた児童への教育支援)

第17条 市は、虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育を受けられるよう、必要な措置を講じなければならない。



(虐待を受けた児童の意見表明権等の保障)

第 18 条 市は、虐待を受けた児童の保護及び支援を行うに当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べる機会の確保その他児童の権利を尊重するための取組を行うものとする。

2 前項に規定する意見を聴く機会等の確保に当たって、市は、児童が十分な理解のもとに意見を述べることができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(一時保護施設的环境整備)

第 19 条 市は、一時保護された児童が、児童を一時保護する施設において児童の権利が擁護され、安心、安全な環境及び家庭的な環境において児童の特性等に応じた適切な生活支援等を受けるとともに、年齢及び発達に応じた教育を受けられるよう、施設的环境整備及び運営に努めなければならない。

(保護者から分離された児童への支援)

第 20 条 市は、虐待を受け保護者から分離された児童が社会的養護の下で養育される場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 市は、社会的養護の下で養育された児童（18 歳に達した者を含む。）が、自立した生活を円滑に営むことができるよう関係機関等と連携して切れ目のない支援を行うよう努めなければならない。

3 市は、前2項の支援を行うに当たっては、里親等に関する普及啓発及び里親等への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の施設及び児童福祉法第6条の3第 1項に規定する児童自立生活援助事業その他社会的養護に関する事業の充実に努めなければならない。

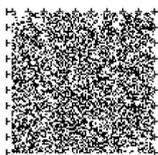
(妊産婦等への支援)

第 21 条 市は、虐待の予防に当たり、関係機関等と連携し、妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。

2 市は、虐待の予防に当たり、児童福祉法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業並びに母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 11 条に規定する新生児の訪問指導及び同法第 12 条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を児童相談所及び福祉事務所において共有するものとする。

3 市は、家庭生活に支障が生じ支援を必要とする妊産婦等に対して、生活援助に係る事業の実施その他必要な支援を行うものとする。

4 妊産婦は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法第 10 条に規定する保健指導等を積極的に受けるなど自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。



5 妊産婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居人は、当該妊産婦の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊産婦が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。

（被虐待経験のある者への支援）

第 22 条 市は、過去に虐待を受けた者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（里親等への援助）

第 23 条 市は、虐待を受けた児童の養育に資するため、里親等に対し、情報の提供、助言、研修、相談及び里親等の相互交流の促進その他の援助を行うものとする。

（虐待の防止等に係る体制の整備）

第 24 条 市は、毎年度、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、社会情勢の変化に対応した必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、虐待の防止等の実践的な対策について科学的に調査し、企画研究を行う体制を整備しなければならない。

3 市は、第 16 条の指導及び支援に必要な体制の整備に努めなければならない。

（児童虐待防止推進月間）

第 25 条 児童を虐待から守り、市民に虐待の防止等への取組の理解及び協力を求めるために、毎年5月及び 11 月を児童虐待防止推進月間とする。

（財政上の措置）

第 26 条 市は、児童を虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市会への報告及び公表）

第 27 条 市長は、毎年度、本市の虐待に係る通告等の状況及び虐待の防止に関する取組の状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するとともに、公表するものとする。

（委任）

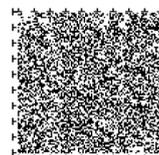
第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この条例は、平成 25 年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成 30 年4月2日から施行する。



附 則

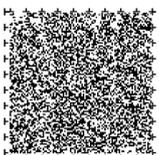
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



7 市民意見聴取の結果

(1) 定量調査

■ 定量調査一覧

区分	対象	内容
①子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査	子ども 8,000人 若者 10,000人 保護者 24,000世帯	生活状況、普段感じていること、本市事業の認知度や利用状況、利用意向など
②市政アンケート	市民 2,000人	子どもと子育てについて

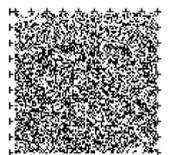
■ 定量調査の概要

①子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査

項目	子ども調査	保護者調査	若者調査
実施時期	令和5年7月3日～7月24日		
調査方法	調査票を郵送で配布し、郵送またはオンラインによる回答を対象者が選択		
調査対象及び標本数	10歳から17歳までの子ども 8,000人	就学前の子どもの保護者 12,000人 就学後の子どもの保護者 12,000人	18歳から39歳までの方 10,000人
抽出法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出		
回収数(回収率)	1,516 (19.0%)	就学前の子どもの保護者 3,596 (30.0%) 就学後の子どもの保護者 3,017 (25.1%)	1,951 (19.5%)
質問数	・設問 46問 ・フェイス項目 5問 ・自由記述1問	就学前の子どもの保護者 ・設問 87問 ・フェイス項目 11問 ・自由記述1問 就学後の子どもの保護者 ・設問 60問 ・フェイス項目 11問 ・自由記述1問	・設問 54問 ・フェイス項目 11問 ・自由記述1問

【結果】

「Ⅲ 現状と課題」に主なデータを記載。

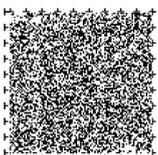
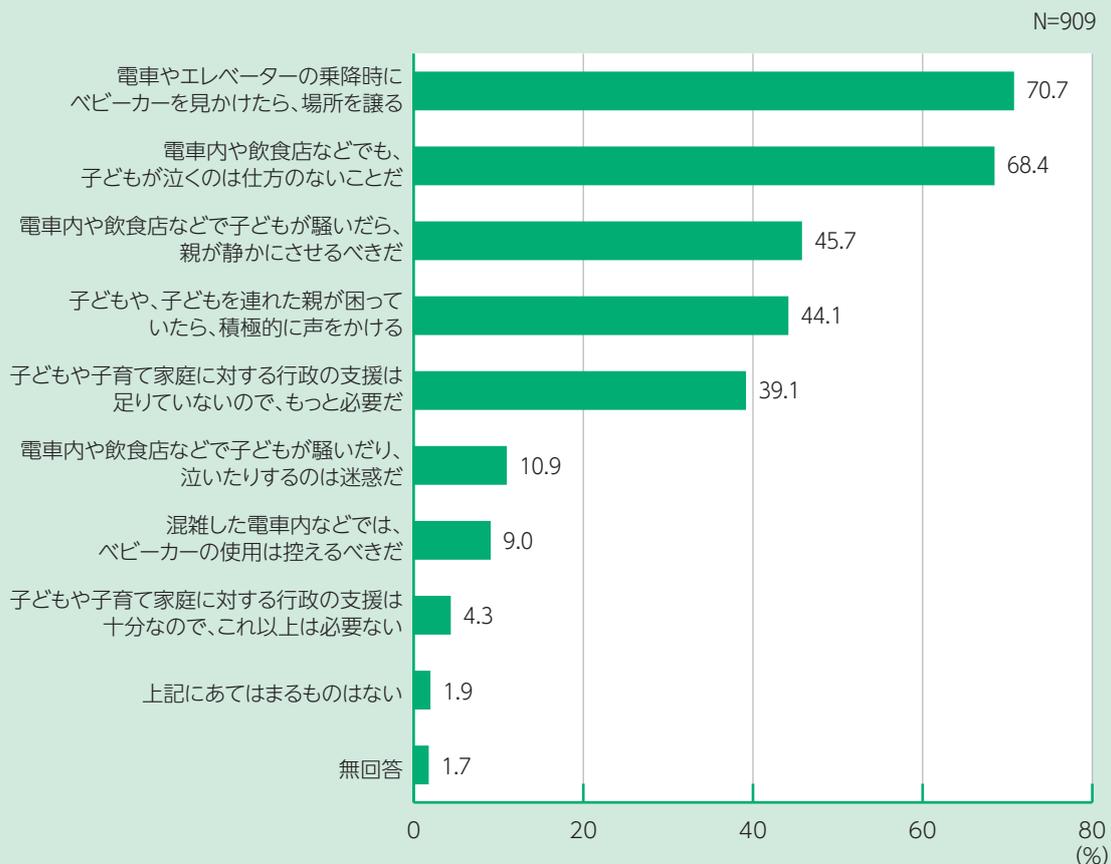


②市政アンケート

項目	内容
実施時期	令和5年10月3日～10月17日
調査方法	調査票を郵送、回答は郵送またはインターネットを通じて回収
調査対象	市内に居住する満18歳以上の市民（外国人を含む）
標本数	2,000人
抽出法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出
回収数（回収率）	909人（45.5%）
質問数	「子どもと子育てについて」9問

【結果】（抜粋）

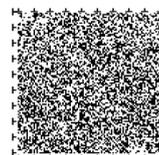
Q 子どもや子育て家庭に対するあなたの考え方や行動で、あてはまるものはどれですか (複数回答)



(2) 定性調査

■ 定性調査一覧

区分		対象	内容
イベント等におけるアンケート	①なごや子ども・若者わくわくフェスタ	来場者（主に小中学生）	
	②ファミリーデーなごや	来場者（主に小学生）	子どもの権利の中で「特に大切だと思うもの」について
	③ひとり親家庭の子ども向けイベント	参加者（小学1年生～中学3年生）	
	④なごっちフレンズワークショップ	参加者（小学5年生～中学3年生）	困っていること、相談方法について
	⑤高校生まちづくりプロジェクト	参加者（高校生）	子ども・若者の意見表明に関する考えについて
	⑥愛知学院大学「法実務概論Ⅱ」	受講生（大学3年生～大学4年生）	若者の意見表明に関する考えについて
	⑦すこやかフェスタ	来場者（主に保護者）	名古屋での子育てについて
⑧なごっちサミット	参加者（小学1年生～中学3年生）	子どもの権利が守られるまちについて考え、意見表明 ※子どもの権利相談室「なごもっか」との合同開催	
⑨ステップアップルーム等における若者からのヒアリング調査	北部ステップアップルーム及びなごや若者サポートステーション利用者	自立に困難感を有する若者から、現状や必要な支援などについて意見聴取	
⑩名古屋市立大学の学生による事業利用者及び支援者ヒアリング	中学生の学習支援事業の利用者及び支援者	名古屋市立大学「地域連携参加型学習」受講生が事業利用者や支援者を対象にヒアリング	
⑪子育て世代の座談会	座談会	0～18歳の子どもを育てる保護者	「自分のことが好きと答える子どもを育てるには」をテーマに意見交換
	子育て家庭アンケート	子ども・子育て支援センター利用者	座談会に先駆け、子どもを産む前に不安だったこと、子育ての状況などについてアンケート
⑫子育て当事者、支援団体からのヒアリング	未就学児の保護者、子ども・若者や子育て支援を行っている団体	子育ての当事者や子ども・若者、子育ての支援団体などから、現状や課題、今後期待することなどについてヒアリングを実施	



■定性調査の概要

①なごや子ども・若者わくわくフェスタにおけるアンケート

概要	「なごや子ども・若者わくわくフェスタ」に来場した子どもたちに、子どもの権利の中で「特に大切だと思うもの」についてアンケートを実施しました。				
実施日	令和5年7月25日(火)	場所	イオンモール名古屋ドーム前	人数	131人

【結果】

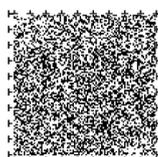
▶子どもにとって特に大切だと思うこと（複数回答）	※上位10位を記載
いじめや暴力を受けないこと	42.0%
病気やケガの時に治療を受けること	38.9%
のびのび遊ぶこと	30.5%
自分の意見が言えること	26.0%
自分の考えを持つこと	24.4%
自分らしさが大切にされること	23.7%
ほっとできる場所があること	19.1%
ゆっくり休むこと	19.1%
興味にあわせて学ぶこと	13.7%
プライバシーが守られること	9.9%

②ファミリーデーなごやにおけるアンケート

概要	「ファミリーデーなごや」に来場した子どもたちに、子どもの権利の中で「特に大切だと思うもの」についてアンケートを実施しました。				
実施日	令和6年1月27日(土)	場所	旧御園小学校	人数	72人

【結果】

▶子どもにとって特に大切だと思うこと（複数回答）	※上位10位を記載
病気やケガをしたら、お医者さんにみてもらえること	36.1%
たたかれたり、いじめられないこと	31.9%
ゆっくり休むこと	27.8%
のびのび遊ぶこと	23.6%
自分らしさが大切にされること	22.2%
自分の気持ちや考えをきいてもらうこと	22.2%
ほっとできる場所があること	18.1%
興味にあわせて学ぶこと	16.7%
みんなから認められ、頼りにされること	15.3%
自分の考えを持つこと	13.9%



③ひとり親家庭の子ども向けイベントにおけるアンケート

概 要	ひとり親家庭の子ども向けイベント（計 5 回）に参加した子どもたちに、子どもの権利の中で「特に大切だと思うもの」についてアンケートを実施しました。		
実施日	①令和 5 年 8 月 23 日（水） ②令和 5 年 8 月 27 日（日） ③令和 5 年 8 月 30 日（水） ④令和 5 年 10 月 14 日（土） ⑤令和 5 年 11 月 18 日（土）	場 所	①東生涯学習センター ②東生涯学習センター ③たきこ幼稚園 ④福祉スポーツセンター ⑤東スポーツセンター
人 数	① 11 人 ② 8 人 ③ 10 人 ④ 25 人 ⑤ 25 人 計 79 人		

【結 果】

▶子どもにとって特に大切だと思うこと（複数回答）	※上位 10 位を記載
病気やケガをしたら、お医者さんにみてもらえること	31.6%
ほっとできる場所があること	29.1%
自分の考えを持つこと	29.1%
たたかれたり、いじめられないこと	25.3%
興味にあわせて学ぶこと	25.3%
ゆっくり休むこと	21.5%
自分らしさが大切にされること	20.3%
のびのび遊ぶこと	20.3%
自分の考えが大切にされること	19.0%
みんなから認められ、頼りにされること	10.1%



④なごっちフレンズワークショップにおけるアンケート

概要	「なごっちフレンズワークショップ」に参加した子どもたちに、悩みや困っていること、相談方法などについてアンケートを実施しました。				
実施日	令和5年8月25日(金)	場所	青少年交流プラザ	人数	12人

【結果】

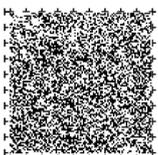
▶現在困っていること	
悩みや困っていることはない	33.3%
将来の進路のこと	25.0%
自分の外見や体型のこと	8.3%
友達や先輩など交友関係のこと	8.3%
▶どのような方法が相談しやすいか	
直接会って話す	41.7%
相談したくない	25.0%
手紙、はがき	16.7%
主 な 意 見	
周りの人にしてほしいこと こうなってほしいと思うこと	どのようなところなら相談してみようと思うか
わからないことを教えてほしい	秘密を守ってくれるところ
同じことを考えている人と集まりたい	親や友だちに知られないところ
ない	何も言わずに聞いてくれるところ

⑤高校生まちづくりプロジェクトにおけるアンケート

概要	「高校生まちづくりプロジェクト」に参加した高校生に、意見表明の方法についてアンケートを実施しました。				
実施日	令和5年9月2日(土)	場所	青少年交流プラザ	人数	11人

【結果】

▶市に意見を伝えやすい方法	
インターネットなどのフォーム	72.7%
メール	45.5%
SNS	45.5%
Webアンケートに答える	36.4%
▶若者が市に意見を伝えやすくなる工夫、ルール	
主 な 意 見	
・学校等でアンケートに協力してもらう	・高校などよく行く場所に意見箱がある
・自分の名前や顔を公にしなくてもいい	・身元を明かさなくてもいい
・まず市施策をSNSで情報発信する	・YouTubeに広告などを流す



⑥愛知学院大学におけるアンケート

概要	愛知学院大学「法実務概論Ⅱ」を受講する大学生に、意見表明の方法についてアンケートを実施しました。				
実施日	令和5年11月29日(水)	場所	愛知学院大学	人数	62人

【結果】

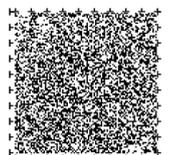
▶市に意見を伝えやすい方法	
インターネットなどのフォーム	59.7%
Webアンケートに答える	48.4%
メール	27.4%
チャット	22.6%
SNS	19.4%
▶若者が市に意見を伝えやすくなる工夫、ルール	
主な意見	・YouTube やアプリ、SNS の広告に付随するような形でアンケートを行う
	・Web上で無記名回答 ・匿名で意見を言える場
	・意見を出した人へクーポン券などを配布 ・見える形で施策に反映

⑦すこやかフェスタにおけるアンケート

概要	中京テレビと本市の共催イベント「すこやかフェスタ」に来場した保護者に、名古屋での子育てについてアンケートを実施しました。				
実施日	令和5年10月14日(土) 10月15日(日)	場所	日本ガイシホール	人数	800人

【結果】

▶名古屋の子育てのしやすさ	
10点満点で評価した平均は7.16点(前回調査6.68点から0.48ポイント上昇)	
▶子育てする上で、名古屋市の「いいところ」	
主な意見	公園・遊び場がある ・遊び場がたくさんある ・公園や緑が多い
	経済的支援がある ・医療費がかからない ・出産時のカタログギフト(ベビーエール)はうれしかった
▶子育てする上で、名古屋市の「不満だと思うところ」	
主な意見	公園・遊び場が少ない ・室内で遊べる場所が少ない ・公園が小さい、遊具が少ない
	保育に関すること ・希望する保育園に入れない ・休日の預け先が少ない



⑧なごっちサミット

概要	子どもたちが、子どもの権利が守られていない事例をもとに、子どもの権利が守られるには大人や社会がどうあるべきかを考え、グループごとに意見を発表しました。				
実施日	令和6年3月16日(土)	場所	NHK 名古屋放送センタービル	人数	24人

【結果】

▶権利が守られていない場面

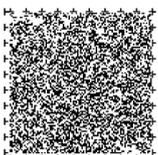
「公園の掃除で、子どもは邪魔だからと手伝わせてもらえなかった」
 「学校の女性用制服がスカートかズボンか選べるようになったからズボンにしたいけど、親にみんなと違うといじめられるんじゃないかと言われた」
 「校則が厳しすぎる」

▶どのような気持ちになるか

- ・子どもにもチャレンジさせて
- ・決めつけないで
- ・なんでここまで厳しくないといけけないのか。もっと自由がほしい

▶子どもの権利を守るにはどうしたらいいか

- ・言い方をかえてほしい
- ・大人も子どもも自分の思いで参加できる
- ・性別で決めつけない
- ・生徒にも校則の変更に関わる権限がほしい

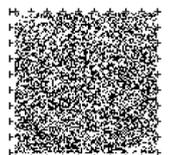


⑨ステップアップルーム等における若者からのヒアリング調査

概要	自立に困難感を有する若者から、現状や必要な支援などについて意見聴取しました。		
実施日	①令和5年7月28日(金) ②令和5年8月10日(木)	場所	①北部ステップアップルーム ②なごや若者サポートステーション
人数	①利用者7人、支援者3人 ②利用者4人、支援者1人		

【結果】

▶利用している支援事業については、概ね満足している傾向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分のもう1個の居場所。家以外に居場所がないから、そういう時に頼れる場所。 ・ 積極的に発言できるようになった。元々前向きなタイプではないが、ここに来るようになって発言や行動が少しできるようになった。 ・ 前向きな思考ができるようになった。いろいろな体験をして、自分にもできることがわかるようになって、自信がついた。 ・ 家に長い間いると、どこかやはり後ろめたい気持ちがある。外に出るきっかけ、口実があるだけで、外に出ても堂々としていられる。一緒に取り組むうちに仲良くなった人もいて、その人たちに会いに行く感覚で来ているところもある。
▶支援につながるため、より効果的な広報が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット検索で上の方に出てほしい。 ・ もっとSNSにも力を入れてほしい。ブログをやっているけど、そのサイトを知らないで見ない。X(旧Twitter)などであれば流れてくる。 ・ まず何をしたらいいかわからなかったもので、ハローワークに行き、案内してもらった。働くというとハローワークが頭に浮かんだ。それくらいしか知らなかった。 ・ 駅のポスターとかなら目につくかもしれない。自分で思い立たないと検索もしない。何かふとしたきっかけで目に入るものもいい。
▶困難に配慮した利用のしやすさ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 最初の連絡手段が電話しかないのは、しんどい。人と交流を持っていない状態だったので、電話をかけること自体が億劫。LINEやチャットのような形式であれば、だいぶ連絡しやすいと思う。 ・ 学校に居場所がないと感じる人たちが行く場所にも、学校の人がいたら嫌だと思われる。 ・ 同じような仲間がいること。自分のことを話せて、わかってもらえる仲間がいることは通い続けられる一つの大きな要因だと思う。 ・ 学校を卒業して就職して、というルートから少し外れてしまったときにどうしたらいいか。傷ついている人もいると思うので、就職支援もいいが、傷つきをどうサポートするか。

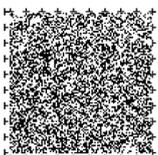


⑩名古屋市立大学の学生による事業利用者及び支援者ヒアリング

概要	名古屋市立大学「地域連携参加型学習」受講生が、中学生の学習支援事業利用者や支援者にヒアリングを実施し、事業の課題や解決に向けた考えをまとめました。				
実施日	令和5年9月25日(月) ～令和6年1月29日(月)	場所	中学生の学習支援事業実施 会場 8か所	人数	47人
実施者	名古屋市立大学「地域連携参加型学習」受講生(11人)				

【結果】

▶課題① 他の学習支援会場との連携が取れていない	
提案等	<ul style="list-style-type: none"> ・会場ごとの特徴や雰囲気に記載したパンフレットを作成し、会場責任者に配布するなど、会場間で情報を共有する (期待される効果) *他会場との違いを知ること、いい部分を取り入れることや、課題の発見や改善につながる
▶課題② 参加申請の手続きが複雑で、親の協力が必要不可欠である	
提案等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携して申し込めるようにする (期待される効果) *支援が必要な子どもに情報が届きやすくなる *学習支援を利用したい子どもの意思をより反映しやすくなる
▶課題③ 居場所づくりを重視する会場ではお菓子を提供することもあるが、フードバンク等への寄付は年々減少している	
提案等	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくりを重視する会場の委託費用に、お菓子購入費も含められるようにする (期待される効果) *家では落ち着けない子どもたちがさらに安心できる居場所となる
▶課題④ 学習支援会場では、学校の教材またはプリントを使って学習している	
提案等	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市で参考書の古本回収をし、学習支援会場の子どもに提供する (期待される効果) *受験に向けた自宅学習をスムーズにする

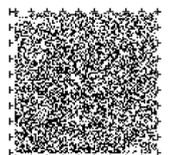


⑪子育て世代の座談会

概要	子育て中の方が集まり、「子育て」をテーマに不安や喜び、苦労などを話し合ってもらい、子育てに関する現状と課題について意見聴取しました。 座談会に先駆けて、758 キッズステーションで7月から8月にかけて実施する事前アンケートの結果をとりまとめ、座談会での意見交換に活用しました。		
実施日	令和5年9月12日(火)	場所	758 キッズステーションマルチルーム
人数	子育て中の方6人		

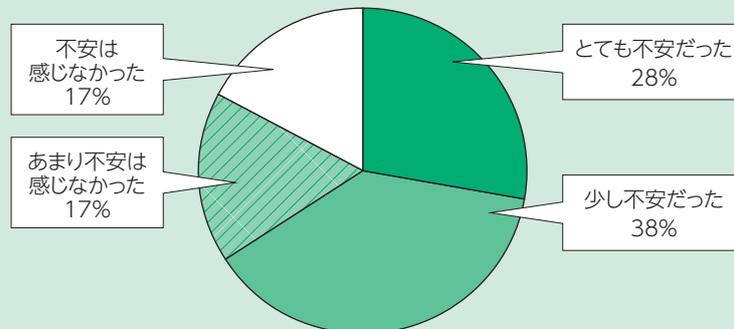
【結果】

▶子育てで心がけていること	
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもといっぱい遊ぶ時間をつくる ・集中を邪魔しない ・家の中にとじこもらない ・人と比べない ・子どもがどこをがんばったのか、本人に聞く ・具体的にほめる
▶子育ての課題	
自分自身の困りごと	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ち、時間の余裕を持ちたい ・家に帰ったら子どもと過ごせる時間がほしい ・子育てで心がけたいことをできるだけやりたい ・児童館などで会う他の保護者には、毎回会うので、逆に悩み相談ができない
家庭や職場での困りごと	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の協力が無い ・育児休業を夏休みと思っている夫に困っている ・いろいろなことを経験させられるお金や機会が必要 ・産休・育休に対する職場の理解がない ・残業が多い
▶どのような環境や支援が必要?	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳以降の支援を増やしてほしい ・気軽に話せる子育てサロン ・男性に対する育児意識の啓発 ・多様な預かり支援の充実 ・子育て講座などのセミナー、オンライン講座
社会	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの普及 ・制度は整っているので、人の意識改革 ・働き方・育て方改革 ・積極的な子育ての手伝い ・子どものがんばりを見てくれる場（親だけで子育てしなくていい環境）

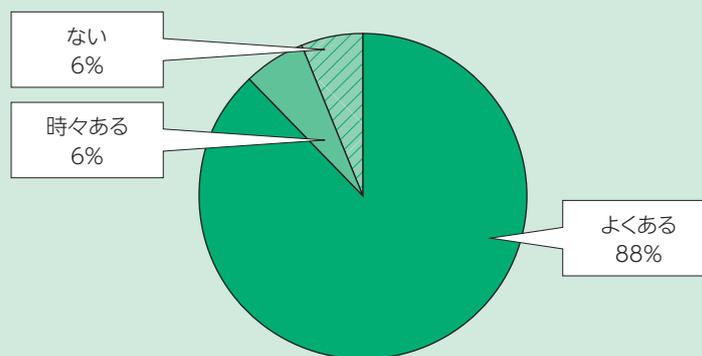


【事前アンケート】（抜粋）

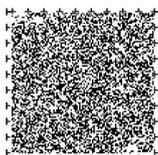
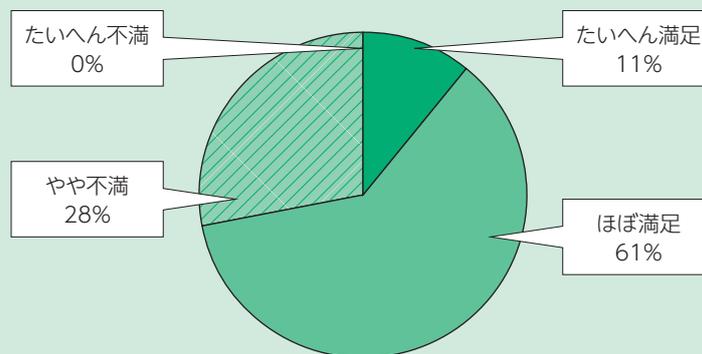
Q 出産前、子どもを生き育てていくことについて、あなたは「不安」を感じたことがありますか？



Q 子育てをしていて「嬉しい」と感じることはありますか？



Q 名古屋市の子育て環境や支援施策についてどう思いますか？

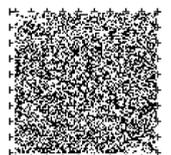


⑫子育て当事者、支援団体からのヒアリング

概要	子ども・若者計画部会、子育て家庭計画部会、教育・保育計画部会の中で、子育ての当事者や支援団体から、現状や課題、今後期待することなどについてヒアリングを行いました。				
実施日	①令和5年10月20日(金) ②令和5年10月13日(金) ③令和6年1月29日(月)	部会	①子ども・若者計画部会 ②子育て家庭計画部会 ③教育・保育計画部会	対象	①3団体 ②3団体 ③5人

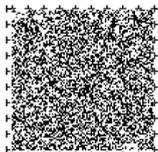
【結果】

▶子ども・若者計画部会	
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 法人 ICDS (なごや若者サポートステーション受託) ・ 一般社団法人 愛知 PFS 協会 (名古屋市家庭訪問型相談支援事業受託) ・ 一般社団法人 草の根ささえあいプロジェクト (名古屋市子ども・若者総合相談センター受託)
主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者は子どもの頃のいい失敗体験の機会が減っている。親も余裕がないので、失敗しない、調整させない傾向が見られる。 ・ 子ども・若者の経験の機会が減っている。ロールモデルがない。自己肯定感が低い。 ・ 支援者をどう守るか。傷ついた子どもに支援者は毎日丁寧に接するが、限界がある。支援者以外にも、地域の大人が若者に関わる機会、コミュニティをどう作るか。
▶子育て家庭計画部会	
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団法人 名古屋市教育スポーツ協会 (トワイライトルーム・スクール受託) ・ 特定非営利活動法人 子育て支援の NPO まめっこ ・ 特定非営利活動法人 こども NPO (特定非営利活動法人 起業支援ネットとの三者によるコンソーシアムで子ども・子育て支援センター受託)
主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス禍で子育て支援にアクセスできなかった人が孤独・孤立感を持った。予約制や定員制などで出会いの機会が限られてしまった。 ・ 誰も自分が支援の対象にはなりたくない。まずは楽しい場所であるべき。日常会話の中で信頼関係を築き、その関係を途切れさせずにつなげていくことが大切。 ・ 相手の言葉だけでなく雰囲気などを観察して、必要なら個別サポートする。サポート段階では他機関につなぐこともあるので、つなぎ先を広げておくことが重要。



▶教育・保育計画部会

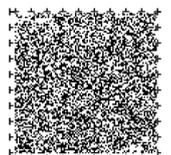
対象者	<ul style="list-style-type: none">・市立幼稚園利用世帯・私立幼稚園利用世帯・公立保育所利用世帯・民間保育所等利用世帯・在宅子育て世帯
主な意見等	<ul style="list-style-type: none">・公立・私立や園の形態、家庭の所得に関わらず、名古屋のすべての子どもたちが好きなことや勉強を続けられるよう、支援を検討してほしい。・親が求めるのは、第一に子どものいのちと健康の安全確保。そのためには、保育士等の十分な配置が必要。保育の質の向上には、保育士等を増やす施策が必要不可欠。・周りの方と話していても、希望する保育所に入れないという状況がまだまだあると感じる。・リフレッシュ保育の実施園が限られている。自宅近くや通勤ルート上などが利用しやすいと思うが、施設数が少ない。もっと多くの場所で実施するといい。



(3) なごや子ども・子育てわくわくプラン2029
 名古屋市子どもに関する総合計画(案)パブリックコメント

■パブリックコメントの概要

意見募集期間		令和6年12月18日(水)～令和7年1月17日(金)		
市民意見提出状況	区 分		人 数	件 数
	郵 送	大 人	2人	11件
		子 ども	2人	3件
	ファックス	大 人	87人	91件
		子 ども	0人	0件
	電子メール	大 人	9人	10件
		子 ども	0人	0件
	ウェブ	大 人	27人	64件
		子 ども	16人	29件
	直接持参等	大 人	0人	0件
子 ども		0人	0件	
計	大 人	125人	176件	
	子 ども	18人	32件	



■市民意見の内訳

大人	項目	件数
	計画策定の考え方	2件
	めざす姿	2件
	現状と課題	0件
	計画の基本的な視点	4件
	施策・事業	166件
	子ども・子育て支援事業計画	1件
	その他	1件

子ども	項目	件数
	子どもの権利	1件
	健康・いのち	2件
	安全で快適な環境	3件
	居場所と交流・体験	6件
	学び（学校生活）	3件
	その他	17件

